子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き

大阪市教育委員会

はじめに

平成7年1月17日に発生した「兵庫県南部地震」により、未曾有の被害をもたらした 阪神淡路大震災から16年後の平成23年3月11日、「東北地方太平洋沖地震」が発生し ました。地震に伴う巨大津波では、広い地域で甚大な被害が発生し、この東日本大震災 では多くの人命が失われました。

我が国は、自然災害が多発する地域に位置しており、これまでも地震や台風といった 自然の猛威は私たちの生命や生活を脅かしてきました。現在においても、大阪では、上 町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・ 南海地震、南海トラフ巨大地震等の発生やそれに伴う液状化とともに、内水氾濫、河川 氾濫、高潮、暴風等が懸念されています。

本市においては、「大阪市地域防災計画」により、震災、風水害に備えた、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画を策定するとともに、各局が関係機関・地域等と連携をとり、大災害に対しての備えを行っています。学校園においても、災害発生時における幼児・児童・生徒の生命・身体の安全を確保するために、「警備及び防災計画」を作成し、平素から防災組織を整え、施設・設備の安全管理に万全を期すとともに、『子どもの安全を守るための防災指導の手引き(平成8年度作成、適宜改訂)』を活用し、幼児・児童・生徒に対して、災害に関する知識や避難行動等について指導を行っています。

大阪市では、平成27年2月1日から「大阪市防災・減災条例」を施行し、「公助」に加えて、「自助・共助」による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

以上のような経緯を踏まえ、教育委員会では、「減災」(災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能)、「レジリエンス (resilience)」(どんなに苦境にあっても立ち上がる力)、「共感」(人と人がつながろうとする意志)という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実に向け、「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」を改訂いたしました。科学的知見(自然、社会、人文)、災害に向かう態度や具体的行動を計画的・継続的に学習できるよう、「防災・減災教育モデルカリキュラム」を第7章に盛り込み、内容の充実を図りました。また、事故・災害等発生時における心のケアの必要性について、組織な心のケア対策の充実を図るための手立てを加えました。

大阪市が進める分権型教育行政を活用した防災・減災教育は、「地域」「家庭」「学校」の連携をより強くし、災害発生時には組織的な対応による大きな減災効果に繋がります。 各学校園におきましては、本市で予想される災害や規模、災害に対する本市の施策等を ふまえ、掲載した指導事例等を参考にし、地域の実情をふまえて区と連携し、幼児・児 童・生徒の実態にそった防災・減災教育を実施していただきますようお願いいたします。

令和7年2月

子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き 目 次

はじめに
 第1章 これまでの大阪における自然災害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 災害と本市で想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 1. 地震・津波 2. 風水害 【資料】防災施設・災害情報
 第3章 本市の主な災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 災害時の学校園の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章 事故・災害等発生時の心のケア・・・・・・・・・・・・・・53 1. 心のケアの必要性 2. 心のケアの基本的理解 3. 学校園における心のケアの基本的な体制 4. 平常時の心の健康づくり 5. 心の健康状態の把握 【資料】応急手当

1. 学村 2. 防 3. 防 4. 教和 5. 家原 6. 教	防災・減災 茨安全の構造 と 災・減災教育の 災・減災教育を 科等におけるする。 はは、地域社会と 職員引き渡しとを	と学校防災 りねらい 推進上の留 指導の機会 と連携した を	意点 指導の機会	••••	• • •	• • •	• •	•	•	•	•	•	5 8
1. 発記 2. 歳! 3. 展[4. 防? (幼科 (小社	防災・減災 達段階に応じが 見別・学年別 開例 災・減災教育 推園) 学校) 学校) 引支援学級)	た目標 防災・減	災モデルカ			•••	•	•	•	•	••	•	6 7